

### 第3章 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方 (中間素案)

#### 1 前文

仙台市の歴史的背景やこれまでの障害者保健福祉の取り組みを振り返るとともに、障害を理由とする差別の現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を前文において明らかにする。

(盛り込むべき内容)

- 市民性、福祉のまちづくりの歴史や障害者保健福祉の取り組み。
- 障害者及び障害を理由とする差別に関するこれまでの経緯や現状。
- 差別が生じている要因や差別解消に必要なこと。
- 市民との協働による条例制定 など。

#### 2 目的

条例の目的は「障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すこと」という趣旨にする。

- 障害を理由とする差別の解消について基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにすること。
- 障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定め、本市における、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくこと。

#### 3 定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

- 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- 「社会的障壁」とは、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- 「不当な差別的取扱い」とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否し又は制限、障害者でない以外の人には付けない条件を付けることにより、障害者の権利利益を侵害する行為。
- 「合理的配慮」とは、障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合、当該除去の実施に伴うと負担が過重でない場合ときは、性別、年齢及び障害の状況に応じて、必要かつ合理的な変更、調整を行うこと。

#### 4 基本理念

障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的として、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次以下のとおりの趣旨の基本理念を定める。

- 全ての障害者が、障害者でない以外の人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ尊重され、その尊厳それにふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 共生社会の実現に向け、障害者に対する社会的障壁を除去するため、何人も不当な差別的取扱いはしてはならないことと、合理的配慮の提供の拡大が図られること。
- 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、全ての市民が障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ~~障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、障害者と障害者でない人とが相互理解を促進していくことが大切であること。~~
- 障害のある女性が複合的な差別を受けやすいことや障害のある児童に対しては障害及び年齢に適した支援が必要であることなど、~~障害者への配慮は、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされるべきであること~~。
- 災害時における障害者の安全を確保するため、地域における支援体制の整備が図られること、また、災害発生時には、障害者の状況に応じた適切な支援活動が行われるべきであること。

#### 5 市、事業者、市民の責務や役割

共生社会の実現に向けて、市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、次以下のとおりの趣旨の責務や役割を定める。

- 「市」は、基本理念に則り、事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のための必要な施策を計画的に実施すること。
- 「事業者」は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解に向けたが図られるように、~~建設的な~~対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努めること。
- 「市民」は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めること。

## 6 不当な差別的取扱いの禁止等

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、禁止される差別に該当する行為を次以下のとおり定める。

### ○ 不当な差別的取扱いの禁止

- ・市と事業者は、正当な理由なく、次に掲げる不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (福祉サービスを提供する場合)

- ・福祉サービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること。
- ・福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、入所施設における生活を強制する行為こと。

#### (医療を提供する場合)

- ・医療の提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること。
- ・法令に特別の定めがある場合を除き、障害者が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為こと。

#### (商品又はサービスを提供する場合)

- ・商品又はサービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること。

#### (教育を行う場合)

- ・障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。
- ・障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、就学する学校を決定すること。

#### (不特定多数の者の利用に供されている建物又は公共交通機関を利用する場合)

- ・不特定多数の者の利用に供されている建物の管理者がその利用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること。
- ・公共交通事業者等が管理する旅客施設及び車両等の利用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること。

#### (不動産の取引を行う場合)

- ・障害者又は障害者と同居する者に対して、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否、制限、又はこれらに条件を付けること。

#### (情報の提供・受領又は意思表示を受ける場合)

- ・障害者に対して情報を提供するときに、これを拒否、制限、又はこれに条件を付けること。
- ・~~障害者から情報の提供を受けるときに、これを拒否、制限、又はこれに条件を付けること。~~
- ・障害者から意思表示を受けようとする者が、意思表示を受けることを拒否、制限、又はこれらに条件を付けること。

#### (その他)

- ・上記に掲げるもののほか、不当な差別的取扱いと認められる行為。

- 障害者を雇用する場合の不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止
  - ・ 障害者を雇用する場合において、次に掲げる不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供にあたる行為をしてはならないこと。

(募集又は採用)

- ・ 応募・採用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

(賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件)

- ・ 不当な差別的取扱い、又は合理的配慮の提供を拒むこと、又は解雇、退職を強いること。

## 7 合理的配慮の提供

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、それぞれの障害者の状況等に  
応じた合理的配慮が提供されるよう次以下のとおり定める。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

- 市は、障害者から現に社会的障壁の除去を求められた場合、負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならない。
- 事業者は、障害者から現に社会的障壁の除去を求められた場合、負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮を提供するように努めなければならない。ただし、6の不当な差別的取扱いの禁止等における障害者を雇用する場合を除く。

## 8 基本的な施策

基本理念を実現するため、基本的な施策を次以下のとおり定める。

- 啓発活動及び交流の推進
  - ・市民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、障害への理解の不足から生じる社会的障壁を解消するため、啓発活動及び障害者と障害者以外の人等との交流の機会の提供その他の必要な取り組みを行う。
- ~~○ 交流の推進~~
  - ~~・障害者と障害者でない人等の相互理解を深めるため、交流の機会の提供その他の必要な取り組みを行う。~~
- 就労支援の充実及び雇用の場の拡大
  - ・障害者の社会参加を促進するため、障害者の就労に関する相談及び支援を行うとともに、事業者に対する障害者の雇用の啓発、障害者が働きやすい環境整備をの促進に必要な取り組みを行う。
- 意思疎通のコミュニケーション支援の充実
  - ・意思疎通コミュニケーションにが困難があるな障害者に対し、日常生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供するとき、または受け取るとき、障害特性に応じた必要な配慮がなされるよう、意思疎通コミュニケーションの支援の充実を図る。
- 政策形成過程への参画の推進
  - ・市政に関する政策形成過程における障害者の参画を推進するために、政策の企画、立案等においては、市は、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見の聴取に努めるものとする。

## 9 差別に関する相談等

障害者、その家族、事業者、市民からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争解決のための調整機関、関係機関の連携のための仕組みを次以下の通りとおり定める。

(相談)

- 障害者等は、市に対し、差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、相談を受けた場合は、事実確認、調整、助言、情報提供等を行う。また、必要に応じて、次に規定する助言又はあっせんの申立ての支援を行う。

(調整機関の設置)

- 市は、障害等を理由とした差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、紛争解決のための調整機関を設置する。
- 障害者等は、相談の結果、調整が図られない場合、調整機関に対し、解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。
- 調整機関は、申立てに係る事実について調査を行い、必要があると認めるときは、助言又はあっせんを行う。
- 調整機関は、助言又はあっせんの結果、必要があると認めるときは、市長に対して、必要な措置を講じるべきことを勧告するよう求めることができる。

(勧告・公表)

- 市長は、調整機関が助言又はあっせんを行った場合、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言等を受諾しなかったときは勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

- 市は、障害を理由とする差別の解消を推進するための取り組みを円滑に推進するため、当該相談支援に必要な情報交換や地域における関係機関等との連携を図る。